

品川区災害対策基本条例の概要【防災区民組織向け】

◆◆条例における防災の考え方◆◆

災害から生命、身体、財産、暮らし、まちを私たち自身の手で守るため、全ての者が防災に関する目標を共有し、自助、共助、公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図る。

◆防災対策における防災区民組織の努め

- (1) 平時より防災訓練を実施し、組織の維持および向上に努める。
- (2) 災害時は、地域内の事業者等との連携および協力を図り、地域の応急活動等を行う。

* 区は、区民の生命、身体、および財産等を災害から保護し、その安全を確保するため、地域防災計画に基づき災害対策を実施し、防災体制を整備する。

1. 予防対策における防災区民組織の役割

- ① 災害時に備えた、防災訓練、避難所訓練、避難誘導訓練等の実施
- ② 地域住民の防災に対する意識を高めるための研修会等の実施

* 区は、区の管理する施設の安全性の確保、避難所の整備、災害時要援護者および帰宅困難者に対する施策の推進、防災の普及啓発事業等を実施する。

2. 応急対策における防災区民組織の役割

- ① 初期消火活動および消防団、消防隊への協力
- ② 負傷者の救出および救護活動、医療救護所への搬送の実施
- ③ 要援護者等の安否確認、救出・救護、避難誘導 など

* 区は、応急体制の整備、避難所の開設を行う。

3. 復興対策における防災区民組織の役割

- ① 生活再建、災害に強いまちづくりのための復興協力

* 区は国、都、各関係機関等と連携し、速やかに被災した地域の復興に努める。